

毎週 月・水・金曜日発行



熊本県公報

目次

規 則

熊本県税特別措置条例施行規則の一部を改正する規則

(税 務 課)

規 則

熊本県税特別措置条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十三年十一月十二日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第四十三号

熊本県税特別措置条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県税特別措置条例施行規則（昭和三十九年熊本県規則第六十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「、条例第三条第一号」を削る。

第三条中「、条例第三条第二号」を削る。

第四条中「、条例第三条第一号若しくは第二号」を削る。

別記第一号様式（その一）及び別記第二号様式中「・第3条第1号」及び「産産地区」を削る。

別記第三号様式及び別記第四号様式中「・第3条第2号」を削る。

別記第五号様式中「・第3条第2号」及び「産産地区」を削る。

附 則

1 この規則は、平成十三年十一月十三日から施行する。

2 この規則の施行の際現に存する改正前の熊本県税特別措置条例施行規則に規定する様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

平成十三年十一月十一日
熊本市印刷所
発行

印刷所

熊本市国府四丁目一〇番地
株式会社
電話代〇九六―二八六―三三二

